

宿泊約款

第 1 条(適用範囲)

- 1 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当ホテルが法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第 2 条(宿泊契約の申込み)

- 1 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日および到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金 (原則として別表第 1 の基本宿泊料による。)
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第 3 条(宿泊契約の成立等)

- 1 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、全宿泊期間の基本宿泊料を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条および第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金について賠償金の順序で充当し、残金があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第 4 条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 1 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条(宿泊契約締結の拒否)

- 1 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、暴力団等が事業活動を支配するもしくは役員(主要な幹部を含む)を務める法人その他団体又はその関係者であるとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が、施設もしくは施設職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

第6条(宿泊客の契約解除権)

- 1 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後23時59分(到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条(当ホテルの契約解除権)

- 1 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - (1) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (2) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (3) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
 - (5) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規定の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

- (6) 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力関係団体(法人を含む)又はその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等」という。)であるとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、暴力団等が事業活動を支配するもしくは役員(主要な幹部を含む)を務める法人その他団体又はその関係者であるとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が、施設もしくは施設職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第 8 条(宿泊の登録)

- 1 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所および職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
 - (3) 出発日および出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

第 9 条(客室の使用時間)

- 1 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、15:00 から翌日の 11:00 までとします。但し、連続して宿泊する場合には、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
1 室当たり 1 時間毎に 20,000 円 (消費税別)。ただし、1 時間未満は 1 時間に切り上げて算定します。

第 10 条(利用規制の遵守)

- 1 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めて掲示した利用規則に従っていただきます。

第 11 条(営業時間)

- 1 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けのパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。
 - (1) レセプションサービス 7:00～22:00
 - (2) レストラン
朝食 7:00～10:00
ディナー 17:00～22:00 (L.O.21:30 ラストエントリー20:00)

(3) バー 18:00～22:30 (L.O.22:00)

(4) シガールーム 18:00～22:30

- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第 12 条(料金の支払い)

- 1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳およびその算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当ホテルが認めたクレジットカード等これに代わる方法により、宿泊客の出発の際または当ホテルが請求した時、レセプションにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条(当ホテルの責任)

- 1 当ホテルは宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当ホテルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 1 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条(寄託物等の取扱い)

- 1 宿泊客がレセプションにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、当ホテルがその種類および価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは、15 万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品または現金並びに貴重品であってレセプションにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により滅失、破損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ

種類および価額の明告のなかったものについては、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

第16条(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

- 1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前第2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

第17条(駐車場の責任)

- 1 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条(宿泊客の責任)

- 1 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項および第12条第1項関係）

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	1 基本宿泊料 （室料（および室料+朝食等の料飲料）） 2 サービス料 （①×10%）
	追加料金	3 追加飲食 （①に含まれるものを除く） 4 サービス料 （③×10%）
	税金	消費税（宿泊料金及び追加料金に法定税率を乗じたもの）

備考

- (1) 基本宿泊料は公式サイト (<https://hotelalpage.com/>) に表示する料金によります。
- (2) 子供料金については、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の100%、子供用の食事を提供したときは相応の料金をいただきます。
寝具および食事を提供しない子供について（12歳以下）は、大人1名につき子供1名までは料金をいただきません。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

第6条第2項に定める違約金の金額は、同条第1項に基づく解除権行使が宿泊客の申し出た宿泊日の何日前になされたかに応じて以下の通りとします。

不泊	当日	3日前	7日前
100%	100%	50%	20%

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。
 3. 宿泊プランにより変動する場合もございます。詳しくは予約サイトをご覧ください。

利用規約

ホテルドゥラルパージュでは、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、宿泊約款第10条に基づき次のとおり利用規約を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。この規則をお守りいただけない時は、やむを得ずご宿泊ならびにホテル内諸施設のご利用をお断り申し上げ、かつ当ホテルが被った損害のご負担をいただく事もございますので、特にご注意くださいようお願い申し上げます。

1. 客室のご利用について

- 1 客室よりの避難経路図は、客室入口のドアの裏側に掲示してありますのでご確認ください。
- 2 ご在室中や特にご就寝の際は、必ず内鍵とドアガードをおかけください。
- 3 ドアをロックされた時は、ドアガードをかけたままドアを開けるか、ドアスコープでご確認ください。また、不審者の来訪に際しては不用意に開扉なさらずにホテルスタッフにご連絡ください。
- 4 全ての客室は全面禁煙となり、あらゆる形態の喫煙（電子タバコを含む）は禁止されています。ホテル施設内で喫煙が可能なスペースは、シガールームのみとなります。シガールーム営業時間は宿泊約款第11条をご参照ください。
- 5 客室内及び廊下では、ホテルの許可なく暖房用炊事用等の火気、キャンドル等をご使用にならないでください。また、客室内での調理は固くお断りいたします。
- 6 ランプシェードに衣類を掛けたり、洗濯物等を干したりしないでください。
- 7 ホテルの許可なく客室を営業行為（展示会・その他）等ご宿泊以外の目的にご使用なされないでください。
- 8 ホテルの許可なく客室内の備品を移動する、また客室内に造作を施し、あるいは改造する等現状を著しく変更なされないでください。万一備品の紛失、破損等があった際にはその実費を弁償いただくことがあります。客室内の小物、備品は客室外に持ち出さないでください。またホテルの外観を損なうようなものを窓際に置かないでください。
- 9 夜間(23時以降)のご訪問客とのご面会、宿泊登録者以外の館内への出入りは原則お断りしております。
- 10 長期の宿泊契約により貸借権、居住権等借家法その他居住に関する法律上の権利は発生するものではありません。
- 11 宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りいたします。
- 12 未成年者のみのご宿泊は、保護者の許可がない限りお断りいたします。

2. 客室のカードキーについて

- 1 ご滞在中お部屋からお出かけの際は、カードキーを必ずお持ちになり施錠をご確認ください。
- 2 ホテル内のレストラン、バー等をご署名によってご利用なさる場合はカードキー又はカードキーケースをご提示ください。
- 3 カードキーは、当ホテル出発の際必ずフロントへご返却ください。

3. お支払い等について

- 1 お会計はご出発の際にフロントでお願いいたします。なお、ご滞在中でも料金のご精算をお願いする場合がございます。その都度お支払いをお願いいたします。なお当ホテルが請求してもお支払いがない場合は、お部屋を明け渡していただく場合がございます。
- 2 ご利用代金のお支払いは、現金またはクレジットカード等、及び当ホテルの認めたものとさせていただきます。手形、小切手、旅行小切手、宿泊券はお断りいたします。
- 3 ご到着時にクレジットカードの確認をさせていただくか、お預かり金を申し受けることがございますので、あらかじめご了承ください。
- 4 ご宿泊者以外の方から料金のお支払いを受ける場合は、定められた期日までにお支払いがなければ、ご宿泊者ご本人に直接お支払いをご請求申し上げます。
- 5 お買物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、荷物送料等のお立替えはお断りさせていただきます。
- 6 客室内の通信回線をご利用になるときは、通信料金の有無にかかわらず施設使用料が加算されますので、あらかじめご了承ください。なお、公衆電話はロビーにございます。
- 7 法定の税金の他、サービス料をお勘定に加算させていただいておりますので、お心付け等のご辞退申し上げます。

4. 貴重品、お預かり品について

- 1 ご滞在の有無にかかわらず、レセプション及びクロークでは、現金、貴重品、有価証券、腐敗あるいは破損しやすいものなどはお預かりいたしません。万一上記場所において現金、貴重品、有価証券、腐敗あるいは破損したすいものなどの紛失、盗難等が発生した場合、あるいは変質が生じた場合には当ホテルではその責任を負わない場合がございます。
- 2 当ホテルがお客様よりお預かりした物品の引き渡しについては、引換証をお持ちいただいた方にのみお渡しいたします。紛失・盗難等、原因の如何を問わず、引換証を無くされた場合に生じた損害につきましては、責任を負いません。また、引き渡し後の物品の紛失等については責任を負いません。
- 3 ホテル内での遺失物の処理は一定期間等ホテルが保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。
- 4 お預かり物の保管期間は、特にご指定のない限り、1ヵ月とさせていただきます。保管期間を経過したお預かり物は、お引き取りの意思がないものとして処理いたします。